

入札説明書

本調達は、「調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)」(以下「システム」という。)を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

1 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
熊本国税局総務部次長 宮原 雅史
- (2) 所属する部局 熊本国税局
- (3) 所在地 〒860-8603
熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟

2 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名
自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 調達案件の仕様等
「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 履行期間
「仕様書」のとおり

3 入札方法

- (1) 入札書には、「仕様書」に定める業務に係る一切の費用を含んだ総価を記載すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。又は、当該参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、当該等級に格付けされた者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

5 証明書等の提出

入札に参加しようとする者は、次に示された資料（以下「証明書等」という。）を提出し、当方の審査を受けなければならない。

なお、審査に合格しなかった場合は、入札に参加することはできないものとする。

- ・ 応札条件等証明書
- ・ 指名停止等に関する申出書
- ・ 誓約書（役員等名簿を含む）
- ・ 「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- ・ 委任状（復代理人が入札する場合は2部）
- ・ 業務の一部再委託の内容（業務の一部を再委託する場合）
- ・ 紙による入札への参加について（紙による入札への参加の場合）
- ・ 仕様書4(3)に記載する書類
- ・ 仕様書8(4)に記載する書類

6 入札書及び証明書等(以下「入札書等」という。)の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

入札書の提出は、次のいずれかの方法により提出すること。

- ① システムによる提出
- ② 紙による提出

紙による入札書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。

熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本国税局総務部会計課経費係

- ③ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による提出
- ④ 上記①から③以外の方法による入札書等の提出を希望する場合には、下記6(2)に示す証明書等の受領期限までに下記15(3)イの問い合わせ先に連絡すること。

(2) 証明書等の受領期限

令和8年2月16日（月）17時00分

(3) 入札書の受領期限

令和8年2月17日（火）17時00分

7 入札説明会の実施

実施しない。

8 開札の日時及び場所

令和8年2月18日（水）13時30分 熊本国税局入札室

9 質問書の提出

仕様書に関し質疑等がある場合は、次のいずれかの方法により質問すること。

(1) システムによる質問

システムの「質問回答」により、次の期限までに質問を登録すること。

令和8年2月5日（木）17時00分

(2) 紙による質問

質問書(A4判で様式は適宜)を作成し、上記(1)の期限までに上記6(1)の入札書等の提出場所へ提出すること。

(3) 上記(1)及び(2)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

なお、システムによるものは、システム上でも閲覧することができる。

イ 閲覧日時

令和8年2月17日（火）17時00分 までの開庁日

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

ロ 閲覧場所

〒860-8603 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟

熊本国税局総務部会計課経費係

10 入札の実施方法

(1) 共通事項

イ 競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書を十分承知しておくこと。

なお、システムによる入札の場合、上記とともに調達ポータル・電子調達システム利用規約（調達ポータルサイトに掲載）を十分承知しておくこと。

ロ 前項の事項その他に関し疑問の点があるときは、事前に説明を求め十分承知しておくこと。

ハ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ニ 入札後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

ホ 開札後、システムにおいて入札参加者全員の商号又は名称及び入札金額を公開するものとする。

(2) 証明書等の提出方法

証明書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

イ システムによる証明書等の提出

システムにおいて、上記5に定める証明書等を上記6(2)の受領期限までに電子ファイル（一部の書類について紙で提出することも可。）にて提出し、審査に合格しなければならない。

なお、マイナンバーカードを用いて入札する場合は、証明書等の提出もマイナンバーカードを用いて提出しなければならない。

ロ 紙及び電子媒体による証明書等の提出

上記5に定める証明書等を、上記6(2)の受領期限までに紙及び電子媒体にて提出し、審査に合格しなければならない。

(3) 入札書の提出方法

入札書は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。ただし、証明書等を紙及び電子媒体で提出した者は、システムによる入札書の提出はできない。

イ システムによる入札書等の提出

(イ) システムにおいて、上記6(3)の受領期限までに入札書を提出しなければならない。

- (ロ) 代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）が入札する場合（マイナンバーカードを用いて入札する場合を除く。）は、上記6(3)の受領期限までにシステムの委任機能により委任状を作成し、承認しなければならない。

ロ 紙による入札書等の提出

- (イ) 入札書を直接提出する場合は封筒に封入し、かつ、その封皮に入札者氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「2月18日開札『自家用電気工作物保安管理業務』の入札書在中」と朱書きし、上記6(3)の受領期限までに提出しなければならない。
- (ロ) 入札書を、郵便等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮には、「2月18日開札『自家用電気工作物保安管理業務』の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様の朱書きをし、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、上記6(1)宛に6(3)の受領期限までに必着するように送付しなければならない。
- (ハ) 代理人等が入札する場合は、上記6(2)の受領期限までに委任状を提出するか、システムの委任機能により委任状を作成し、承認しなければならない。

なお、委任状を提出する場合は、入札書に同封しないこと。

- (ニ) 入札書には、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。

ハ 上記イ・ロ以外の電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の要件

次の各号に該当する入札書は無効とする。

イ システム又は紙による入札の場合において、次に該当する入札書

- (イ) 上記4に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書
- (ロ) 明らかに連合によると認められる入札書
- (ハ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (ニ) その他その意思表示が民法上無効とされる入札書

ロ システムによる入札の場合において、次に該当する入札書

- (イ) システムの利用規約に違反した者の入札書
- (ロ) 入札書に添付された電子証明書の氏名と委任状（システムの委任機能を利用した場合も含む）に記載された受任者の氏名が相違している入札書
- (ハ) 入札書に内訳書を添付する場合で、入札内訳書の添付及び記載が無い入札書及び入札書に記載された金額と内訳書に記載された金額が相違している入札書

ハ 紙による入札の場合において、次の各号に該当する入札書

- (イ) 入札金額、入札件名、入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）のいずれか又はすべての記載がない入札書
- (ロ) 代理人等が入札する場合には、入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）及び代理人等であることの表示並びに当該代理人等の氏名の記載がない入札書
- (ハ) 入札件名の記載に重大な誤りがある入札書
- (ニ) 入札金額の記載が明確でない、又は入札金額の計算等に誤りがある入札書
- (ホ) 入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について入札者又は代理人等が訂正したことが明らかでない入札書
- (ヘ) 入札書の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等の氏名が明確でない入札書

(b) 2通以上による入札書

(5) 開札手続き等

開札手続きは、紙による入札等を含め、システムにより処理するものとする。

イ システムによる入札者又はその代理人等は、再度の入札に備え、開札時にはシステムを立ち上げたパソコンで開札状況を確認し、再度の入札書等を提出できるようにすること。

ロ システムにより入札した者が再度の入札書の提出を紙で行おうとする場合は、上記イによらず、入札者又はその代理人等が開札に立ち会うものとする。

ハ 紙による入札者又はその代理人等は、開札に立ち会うものとする。

ニ 紙により入札した者が再度の入札書の提出をシステムにより行おうとする場合（証明書等の提出をシステムにより提出した者に限る。）は上記ハによらず、上記イによること。

ホ 上記ロ及びハにおいて、入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、入札に関係のない当方の職員が立ち会い開札する。

(6) 再度の入札

イ 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、辞退したものとする。

ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

ロ 再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ハ 開札に立ち会う入札者又はその代理人等は、契約担当官等により開札手続きの終了を告げられるまで若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。

また、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したもののみならず。

(7) 同価の入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、システムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。

イ システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力すること。

ロ 紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない当方職員が電子くじ番号を代わって決定する。

(8) 入札の延期等

イ 入札者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

ロ 災害やシステム障害等が発生した場合であって、競争入札を執行することができない状態にあると認められるときは、別途指示するので指示に従うこと。

11 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12 入札保証金及び契約保証金

免除する。

13 契約書作成の要否

- (1) 契約締結に当たっては、「契約書（案）」により契約書を作成するものとする。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に、10%に相当する額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を加算した金額とし、契約金額の表示は消費税額及び地方消費税額を内書で記載する。
- (3) 契約締結後、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。
また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第4条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

14 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

15 その他

(1) 提出書類

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ 一旦受領した書類は返却しない。

ハ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、契約担当官等が特に必要を認めた場合を除き認めない。

(2) 落札者に要求される事項

この一般競争入札の落札者は、別途、当方職員の指示に従い入札金額の内訳書を提出しなければならない。

(3) 予算

本件入札に係る契約は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合には、令和8年度予算が令和7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和8年4月1日となる。

(4) 問い合わせ先

イ 入札及び仕様書に関すること

〒860-8603 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟

熊本国税局総務部会計課経費係 神野

電話番号 096-354-6171 内線 6062

ロ システムに関すること

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等）

調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA02/OZA0201>）

別添 1

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

熊本国税局 総務部 会計課

1 業務委託の目的

本業務は、電気事業法第42条第1項、第43条及び同施行規則第52条第2項の規定に基づき、支出負担行為担当官熊本国税局総務部次長宮原雅史及び別紙1「管理対象物件表」に掲げる合同庁舎の発注者（以下「甲」という。）が委託する業務用電気工作物の保安管理業務を行うものである。

また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、経済産業省令で定める技術基準に適合するように保持して事故を未然に防止するため高圧変電設備及び負荷設備の点検を行うものである。

2 保安管理業務の対象

別紙1「管理対象物件表」に掲げる電気工作物（以下「各事業場」という。）とする。

3 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。

4 受託者の資格及び要件

本業務を受託する者（以下「乙」という。）は、電気事業法施行規則附則第3条及び第4条に規定する者を除き、次の資格要件のいずれも満たす者でなければならない。

(1) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を全て満たしていること。

(2) 乙が法人の場合

電気事業法施行規則第53条第2項第2号に定める保安業務担当者を定めることができる者であること。

(3) 事故及びトラブル発生時における対応体制

イ 乙は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと。

なお、留守番電話による対応は不可とする。

（乙は各事業場の対応事業所所在地一覧・24時間受付体制表を提出すること。）

ロ 乙は、連絡を受けてから、2時間以内に各事業場に到着できる場所に主たる連絡場所を設けていること。

（乙は各事業場の担当者の氏名・主たる連絡場所の住所及び交通手段・所要時間一覧を提出すること。）

ハ 乙は風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応ができる体制であること。

（乙は各事業場の担当者1名の他に、もう1名対応できる体制を一覧で提出すること。）

ニ 上記、イ、ロ及びハを確認できる書類を作成し、令和8年2月16日（月）17時までに熊本国税局会計課経費係（以下、「当局」という。）へ提出し承認を得た者であること。

(4) 6に定める業務内容を履行できる者であること。

(5) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、各事業場が確認を求める場合は提示しなければならない。

(6) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保

安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

- (7) 保安業務担当者及び保安業務従事者は保安管理業務を自ら実施し、必要に応じ補助者を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- (8) 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、甲及び各事業場に知らせることとする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- (9) 事業への専念（電気事業法施行規則第52条の2第1号ホ及び第2号ニ）
受託者は電気保安管理業務に専念し、他に職業を有していないこと（個人 電気管理技術者）。
受託者は電気保安管理業務に専念し、他に職務を兼務していないこと（法人 保安業務担当者）。
- (10) 電気事業法施行規則附則第3条及び4条に規定する者はその規定されている事項については本条を適用しない。

5 再委託の禁止

乙は、契約の履行に際し、その一部又は全部を別の個人事業者又は電気保安法人に再委託してはならない。

ただし、乙が個人事業者であって、本人の急病等やむを得ない理由がある場合は委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができる。

6 保安管理業務の内容

甲が乙に委託する業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 業務内容

- イ 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、各事業場の保安規定に基づき定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない項目があるときは、必要な報告、助言を行うこと。
- ロ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合及び甲又は九州電力株式会社等より通知を受けたとき、若しくは点検の際発見したときは、応急措置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止についてとるべき措置の報告又は助言を行うこと。
- ハ 法令に定める所管官庁の立入検査に立会うこと。
- ニ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面について、その作成及び手続を指導すること。
- ホ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、これに伴う必要な指導又は助言を行うこと。
- ヘ 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、これに伴う必要な報告又は助言を行うこと。
- ト 技術業務及びその他の業務
- チ 受託者は、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）に基づき、電気工作物が、高濃度PCB含有電気工作物に該当するか否か、又は電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認した

か否かの確認を行う。確認を行った結果、高濃度PCB含有を把握した場合、その取るべき措置について、速やかに甲に報告するものとする。

リ ニからへの業務について、別途料金が必要となる場合は甲及び各事業場と協議の上、実施するものとする。

(2) 点検種別

イ 月次点検・・・点検頻度 毎月1回

ロ 年次点検・・・点検頻度 毎年1回

ハ 臨時点検・・・必要都度

ニ 上記の月次点検、年次点検及び臨時点検業務は、別紙2「保安管理業務の細目及び基準」に定めるところにより実施する。

ホ 工事中の点検・・・点検頻度 毎週1回

(3) 絶縁監視装置の設置

イ 需要設備容量100kVAを超える事業場にあつては、「主任技術者制度の運用について（原子力安全、保安院）」に適合する絶縁監視装置を甲乙協議の上設置し、低圧使用設備全般について24時間絶縁状態を監視することができる。

ただし、当該絶縁監視装置を設置することが望ましくない電気工作物については、甲乙協議の上、設置しない。

ロ (2)イに定める点検頻度は、平成15年経済産業省告示第249号第4条七に定める要件を満たす設備を設置した場合については、甲乙協議の上、隔月1回以上とすることができる。

(4) 年次点検の実施

イ 次に掲げる信頼の高い各事業場については、無停電年次点検を実施する。

(イ) 保安上の責任分解点又はこれに近い箇所には、地絡遮断装置が設置されていること。

(ロ) 高圧受配電設備が屋内式またはキュービクル式であること。

(ハ) 高圧受配電設備及び設置環境等が良好であること。

ロ (2)ロに定める点検頻度は下記のとおり実施することができる。

(イ) 無停電による年次点検は、3年に2回の実施。

(ロ) 停電による年次点検は、3年に1回、12月までに実施。

ただし、停電により年次点検を実施した年度から起算して3年以内に、次回の停電による年次点検を実施するものとする。

なお、直近3年間の実施状況は別紙3「年次点検実施状況」のとおりである。

(5) 前各項のほか電気工作物の工事、維持及び運用するに当たって、保安規定を遵守するために必要な助言又は協力をを行う。

7 適用法令及び九州産業保安監督部長への申請、届出等

(1) 適用法令等

契約の履行に当たって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

イ 電気事業法

ロ 労働安全衛生法

(2) 九州産業保安監督部長への申請、届出等

イ 契約履行上必要な九州産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続は、乙は甲の要請を受けて速やかに行うものとする。なお、必要に応じて乙は甲に対し、電気事業法第107条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続に関する助言を行うこと。

ロ 前項の申請・届出に対して2か月以内に承認が得られなかった場合又は契約期間内に乙に起因して、承認が取り消された場合は、甲は契約を解除できるものとする。

8 機械機器の保有

(1) 乙は、電気事業法施行規則第52条第2項に定められた機械器具を有していること。

(機械器具の保有一覧<品名・台数・保有場所>を提出すること。)

(2) 乙が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正・誤差試験を実施すること。

(測定機器の校正誤差試験認定証<最新版>を提出すること。)

(3) 前項の測定機器の校正・誤差試験の記録は甲の求めがあったとき、直ちに開示すること。また、合格品は校正試験合格シールを添付し実施日を明示すること。

(4) 上記(1)及び(2)を確認できる書類を作成し、令和8年2月16日(月)17時までに当局へ提出し承認を得ること。

9 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施に当たっては労働安全衛生法及び労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。

(2) 単独作業の禁止

高圧電路の停電、送電操作を行う作業、高圧接近作業、又は高所作業を行う場合は安全の確保のため監視者をおいて複数名で作業を実施すること。

(3) 防護具、保護具の使用

乙は高圧接近作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用すること。

そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。乙は防護具、保護具の定期自主検査(6か月に1回以上)を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認すること。

(自主検査後、速やかに当局へ自主検査報告書を提出すること。また、その記録は甲の求めがあったとき直ちに開示すること。)

10 点検結果の報告

乙は保安業務担当者等が実施した保安管理業務終了後、甲に事前に承認を得た乙の書式により「点検結果報告書」を作成し、直ちに当局及び各事業場の管理責任者へ提出報告し、乙は記録を保存する。

また、「点検結果報告書」には、高圧機器の更新推奨時期について、適宜記載する。

11 相互の協力及び義務

- (1) 甲は、乙が指導、助言した事項又は相互協議決定した事項については、尊重し速やかに必要な措置を行うものとする。
- (2) 甲は、点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について乙に協力するものとする。
- (3) 乙は、保安管理業務を誠実にを行うこと。

12 甲乙相互の通知

- (1) 甲は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく、速やかに乙に通知するものとする。
 - イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - ロ 絶縁監視装置等から警報を発した場合
 - ハ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合及び施工する場合並びに工事が完了した場合
 - ニ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
 - ホ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
 - ヘ 権利義務の承継があった場合
 - ト 法令に定める所管官庁の立入検査を受ける場合
 - チ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
 - リ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
 - ヌ 従事者以外の者が高圧電気設備に接近して、作業を行う場合
 - ル 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
 - ヲ 九州電力株式会社等との契約電力に変更があった場合
- (2) 乙は、次に掲げる事項を甲に通知する。
 - イ 甲の執務時間内、時間外における乙への連絡方法
 - ロ その他必要な事項

13 危険物のある場合等の通知

甲は、爆発性、可燃性及びその他の危険物資等が発生し、貯蔵し又は取扱う場所並びに設備がある場所又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく乙に通知するものとする。

14 実施日程等

- (1) 乙は、自家用電気工作物の保安管理業務を、原則として、平日（点検月の15日まで）の甲の執務時間に実施するものとし、あらかじめ各事業場に実施予定日を通知するものとする。

なお、乙の都合により実施予定日を変更する場合は、速やかに各事業場に連絡すること。
- (2) 年次点検（停電）の時間帯は、各事業場と協議し、業務に支障をきたさない日（土、日及び祝日を含む）に実施するものとし、原則、1月～3月を除く月に実施する。

また、九州電力株式会社等の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作を行う場合、九州電力株

式会社等への手続は、乙が行うものとする。

15 事業所内の立入り等

乙は、保安管理業務を行うため、各事業場の許可を得て当該事業所内に立ち入ることができる。その際は、各事業場職員の指示に従うものとする。

16 連絡責任者等

- (1) 各事業場は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、本業務の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を選任し、その氏名、連絡方法を乙に通知するものとする。
- (2) 各事業場は、前項の巡視を行う者又は連絡責任者に事故があった場合の業務の代理者を定め、その氏名、連絡方法を乙に通知するものとする。
- (3) 各事業場は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。
- (4) 各事業場は、連絡責任者又は代理者を、乙の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

17 損害賠償の免責

乙は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 甲が、11(1)について、その実施を怠りそれによって損害を生じた場合
- (2) 甲が、電気関係法令又はこの契約に違反した行為を行い、それによって損害を生じた場合
- (3) 甲が、12(1)及び13による通知を怠り、それによって損害を生じた場合
- (4) 天災地変、自然劣化、原因不明等欠陥の発見が困難な場合並びにその他乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

18 書類、図面、備品等の整備

甲は、乙の意見を聞いて甲の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理に必要な書類、図面及び備品等の整備に努める。

- (1) 設計図、単線結線図、電気設備等の構内図、高圧機械器具配置図低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等
- (2) 測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等

19 記録の保存

電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録等は、甲及び乙において原則として3年間保存すること。

- (1) 点検、測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録

20 契約の失効及び解除

(1) 各事業場の自家用電気工作物が次のいずれかに該当する場合は、この契約は失効するものとする。

- イ 電気工作物が廃止された場合
- ロ 受託者が電気事業法施行規則第52条第2項で定める外部委託先の承認が得られない場合
- ハ 電気事業法施行規則第53条第5項に該当する場合
- ニ 一般用電気工作物となった場合
- ホ 受電電圧が7,000ボルト超過となった場合

(2) 乙は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置の設置に係る契約のみを解除することができるものとする。

- イ 絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合
- ロ 甲の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合

21 電気工作物以外の施設に対する改修等

- (1) 保安業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、検査員の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、甲、乙協議の上、速やかに改修すること。
- (2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担するものとする。
- (3) 乙は甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

22 絶縁監視装置の撤去

乙は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置を撤去することができる。
ただし、同装置を設置している場合に限る。

- (1) 絶縁監視装置を設置する契約を解除した場合
- (2) 契約が消滅した場合

23 機密の保持

乙は業務上知り得た甲の機密を他にもらさないこと。

24 個人情報について

本業務上取得した個人情報は、甲の委託を受けて行う自家用電気工作物の保安管理業務に関する業務以外には利用しないものとする。

25 その他

- (1) 電気事業法施行規則第52条、第52条の2、第53条、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号、「主任技術者制度の運用について（内規）」（原子力安全、保安院）及び各種関係法令に示されている事項を遵守すること。

- (2) 業務に従事する時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、当局が指定する職員が別途指示する場合は、その指示に従うものとする。
- (3) 業務の遂行のため、庁舎に立ち入るときは、あらかじめ各事業場の庁舎管理責任者の許可を受けること。
- (4) 乙は、業務年間予定表（点検実施月、担当者等を記入したもの）を作成し、速やかに当局あて提出すること。
- (5) 乙は、省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は甲に対し提案すること。

管理対象物件表

県区分等	事業場名称	事業場住所	受電設備		非常用発電装置			小出力発電設備		
			電圧(V)	容量(kVA)	電圧(V)	容量(kVA)	原動機	電圧(V)	容量(kVA)	原動機
熊本	熊本東税務署	熊本市東区東町3丁目2番53号	6600	250						
	八代税務署	八代市花園町16番2	6600	150						
	人吉税務署	人吉市寺町20番地1	6600	100						
	天草税務署	天草市古川町4番2号	6600	125						
	菊池税務署	菊池市隈府874番地1	6600	100						
	阿蘇税務署	阿蘇市一の宮町宮地1944番地	6600	80						
	税務大学校熊本研修所	熊本市東区東本町16番1号	6600	900	220	100	ディーゼル	200	10	太陽光
大分	大分税務署	大分市中島西1丁目1番32号	6600	280						
	別府税務署	別府市光町22番25号	6600	150						
	日田税務署	日田市田島2丁目7番1号	6600	130						
	佐伯税務署	佐伯市中村西町3番15号	6600	75				単相3線式 100/200V	5	太陽光
	臼杵税務署	臼杵市大字臼杵2の107番637	6600	200						
	竹田税務署	竹田市大字会々字七里1650番地17	6600	80						
宮崎	宮崎税務署	宮崎市広島1丁目10番1号	6600	250						
	日南税務署	日南市上平野町1丁目8番地4	6600	125						
	小林税務署	小林市大字細野243番地1	6600	125						
	高鍋税務署	児湯郡高鍋町大字上江8438番地	6600	80						
鹿児島	鹿児島税務署	鹿児島市荒田1丁目24番4号	6600	450	220	130	ディーゼル	200	20	太陽光
	川内税務署	薩摩川内市若葉町1番25号	6600	125						
	出水税務署	出水市昭和町22番13号	6600	100						
	指宿税務署	指宿市大牟礼5丁目9番1号	6600	125						
	知覧税務署	南九州市知覧町郡6212番地	6600	125						
	伊集院税務署	日置市伊集院町下谷口1532番地	6600	100						
	加治木税務署	姶良市加治木町諏訪町13番地	6600	150						
合同庁舎	宇土合同庁舎	宇土市北段原町15番地	6600	255						
	玉名合同庁舎	玉名市岩崎273番地	6600	350	220	100	ディーゼル			
	中津合同庁舎	中津市大字中殿字新地550番地20	6600	275	210	100	ディーゼル	200	8	太陽光
	宇佐合同庁舎	宇佐市大字上田1055番地1	6600	250	210	80	ディーゼル			
	三重合同庁舎	豊後大野市三重町市場1225番地9	6600	225						
	延岡合同庁舎	延岡市大貫町1丁目2915番地	6600	425	220	200	ディーゼル			
	鹿屋合同庁舎	鹿屋市西原4丁目5番1号	6600	330	220	125	ディーゼル			

保安全管理業務の細目及び基準

1 保安全管理業務の細目及び基準

- (1) 測定及び試験は原則として、委託者の保安規程の「維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目」によるものとします。
 なお、保安全管理業務の実施にあたり、受託者は委託者に電気工作物の異常等についての問診を行い、異常があった場合には点検を行います。
- a 月次点検 主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験
 - b 年次点検
 - (a) 年次点検A 主として施設の運転中に行う精密な点検、測定及び試験
 - (b) 年次点検B 主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験
 この場合、原則として月次点検も併せて行うものとします。
 - c 臨時点検 異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験
 - d 工事期間中の点検 設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でなければ点検できない箇所を重点的に行う点検
 - e 竣工検査 設置又は変更の工事が完了した場合において、関係法令等に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験
- (2) 委託者は、保安全管理業務のうち、次に掲げる設備等受託者が実施できない電気工作物の点検、測定及び検査の全部又は一部を受託者の監督の下、委託者又は、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識及び技術を有するものに委託者の負担において行うものとし、受託者は委託者の要請等必要によりこれに立会うものとします。
 なお、受託者はその記録等を確認し、委託者に対し必要な助言を行うものとします。
- a 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等
 - b 取扱いが特殊なため、専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
 - c 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を実施することに危険を伴う場合
 - d 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域内等に設置された機器等
 - e 委託者の業務上の都合（情報管理、衛生管理、機密管理等）で立入が制限された場所に設置された機器等
 - f 事業場外で使用されている可搬型機器及び発電設備のうち原動機等電気設備以外の工作物
 - g 構造上、内部点検ができない密閉型防爆構造の機器、密閉場所等
 - h 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等
- (3) 無停電年次点検運用事業場における年次点検Aは、受託者が定める「無停電年次点検実施要領」に基づき実施するものとします。

2 絶縁常時監視装置を設置する場合の取扱い

- (1) 委託者の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置は、受託者が設置するものとします。
- (2) 委託者は絶縁常時監視装置を設置する場所の提供、電灯・電話配線など既存の施設利用について便宜を供するものとします。
- (3) 絶縁常時監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとします。
- (4) 絶縁常時監視装置の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとし、委託者は装置を無断で移設・取外し・修理などを行わないものとします。
- (5) 受託者は、絶縁常時監視装置の設定値の確認及び試験釦による検知動作、及び委託者からの警報を受託者に自動伝送する場合の伝送試験を月次点検時に行い、設定値における誤差の試験を年次点検時に行うものとします。
- (6) 受託者は、委託者から次に掲げる絶縁常時監視装置の警報を受信した場合は、委託者に連絡し電気工作物の異常の有無を確認するとともに警報発生の原因を調査し適切な措置を行うものとします。
- a 自動伝送によるもの
 - (a) 警戒警報
 - 警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が1分以上継続し、1時間に3回以上発生した場合の警報
 - (b) 警戒継続警報
 - 警報動作電流（50mA）以上の漏えい電流が5分以上継続した場合の警報
 - b 電話連絡によるもの
 - 警報発生時に委託者から受託者へ電話で連絡する場合
- (7) 受託者は、絶縁常時監視装置の警報の受信記録を3年間保存するものとします。
- (8) 受託者は、この契約が失効した場合は、絶縁常時監視装置を撤去するものとします。

維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目
需要設備

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検	
				年次点検A	年次点検B		
受 電 設 備 (含む二次受電設備)	責任分界となる 開閉器 引込線等	外 観 点 検	○	○	○	必 要 の 都 度	
		観 察 点 検			○		
		絶 縁 抵 抗 測 定			○		
			絶縁診断(部分放電測定)		※7 ○		
		電線及び支持物 ケーブル	継電器動作試験		※8 ○		※10 ○
			継電器との結合動作試験		※8 ○		○
	遮断器 開閉器	外 観 点 検	○	○	○		
		観 察 点 検			○		
		絶 縁 抵 抗 測 定			○		
			絶縁診断(部分放電測定)		※7 ○		
			継電器動作試験		※8 ○		※10 ○
			継電器との結合動作試験		※8 ○		※10 ○
			※1 絶縁油の点検・試験				○
		※1 内 部 点 検			○		
	断 路 器 電力用ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母線 電力用コンデンサ その他高压機器	外 観 点 検	○	○	○		
		観 察 点 検			○		
		絶 縁 抵 抗 測 定			○		
			絶縁診断(部分放電測定)		※7 ○		
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○		
		観 察 点 検			○		
		絶 縁 抵 抗 測 定			○		
			絶縁診断(部分放電測定)		※7 ○		
			漏えい電流測定	○	※7 ○		○
			※1 絶縁油の点検・試験				○
		※1 内 部 点 検			○		
	配 電 盤 及 び 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○		
		電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	○		
		観 察 点 検			○		
		絶 縁 抵 抗 測 定			○		
			絶縁診断(部分放電測定)		※7 ○		
		継電器動作試験		※8 ○	※10 ○		
受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外 観 点 検	○	○	○			
	観 察 点 検			○			
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○			
	観 察 点 検			○			
	※2 接 地 抵 抗 測 定		○	○			

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				年次点検A	年次点検B	
配電設備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	必要の都度
	電気使用場所の設備	外観点検	○	○	○	
	電動機 電熱機 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	観察点検			○	
		※3 絶縁抵抗測定		※9 ○	○	
		※2 接地抵抗測定		○	○	
非常用予備発電設備	原動機 及び 付属装置	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		※4 保護装置動作試験		○	○	
		始動停止試験	※7○	※7 ○	※5 ○	
	発電機 及び 励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	
		発電電圧・周波数等測定	※7○	※7 ○	○	
		観察点検			○	
		※4 絶縁抵抗測定		○	○	
		※2 接地抵抗測定		○	○	
		開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	
小出力発電設備	原動機・付属装置 発電機・励磁装置	非常用予備発電設備に準ずる	同左	同左	同左	
	水力設備及び付属装置 風力設備及び付属装置 太陽電池及び付属装置 燃料電池及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		※4 絶縁抵抗測定		○	○	
	接地装置 開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左	同左	
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		液量点検		○	○	
		※6 電圧・比重・液温測定		○	○	
	充電装置	外観点検	○	○	○	
		観察点検			○	
		※4 絶縁抵抗測定		○	○	
		※2 接地抵抗測定		○	○	
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○		
	設定値確認・検知動作試験	○	○	○		
	自動伝送試験	○	○	○		
	設定値の誤差確認		○	○		

注記

- (注)(1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。
なお、PCB油混入のおそれがある場合、その一部又は全部を省略することがある。
- (2) ※2を付した項目は、前回の測定記録の確認により代えることがある。
- (3) ※3を付した項目は、絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。
- (4) ※4を付した項目は、場合によっては実施できないときがある。
- (5) ※5を付した項目は、自動で起動及び停止を行うものとする。
- (6) ※6を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造（密閉型等）によりその一部又は全部を省略することがある。
- (7) ※7を付した項目は、前回の測定及び試験記録と比較し確認を行うものとする。
- (8) ※8を付した項目は、前回の試験記録の確認により代えることがある。
- (9) ※9を付した項目は、前回の漏えい電流測定記録と比較し確認を行うことにより代えることがある。
- (10) ※10を付した項目は、特性試験及び結合動作試験を3年に1回以上行う。なお、特性試験等を実施しない年は、前回の試験記録の確認により代えることがある。

太陽電池発電所

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検 B	臨時点検
太陽電池発電設備	光電池設備	外 観 点 検	○	○	必 要 の 都 度
		観 察 点 検		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	蓄電池設備 蓄電池 充電装置 付属装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※3 蓄電池電圧・比重・液温測定		○	
	電力変換装置	外 観 点 検	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
	配電盤等 遮断器 開閉器 変圧器 制御装置 保護継電器等	外 観 点 検	○	○	
		※5 電 圧 ・ 電 流 測 定	○	○	
		観 察 点 検		○	
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		※2 接 地 抵 抗 測 定		○	
		※4 継電器との結合動作試験		○	
		継電器動作特性試験		1回/3年	
		漏 え い 電 流 測 定	○	○	
※1 絶縁油の点検・試験			○		
※1 内 部 点 検			○		
※4 制 御 装 置 試 験		○			

- (注)(1) ※1を付した項目は、負荷の使用状況等に応じて、必要が認められる場合に行う。
 なお、PCB油混入のおそれがある場合、その一部又は全部を省略することがある。
- (2) ※2を付した項目は、前回の測定記録の確認により代えることがある。
- (3) ※3を付した項目は、パイロットセルで行うものとし、構造（密閉型等）によりその一部又は全部を省略することがある。
- (4) ※4を付した項目は、原則として「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者」により行うものとする。
 なお、保安協会以外が実施したものについては、記録により確認を行うものとする。
- (5) ※5を付した項目は、配電盤指示計器で変圧器毎にその二次側の値を測定する。

年次点検実施状況

県区分等	事業場名称	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度
熊 本	熊本東税務署	A	A	B	A
	八代税務署	A	A	B	A
	人吉税務署	B	A	A	B
	天草税務署	B	A	A	B
	菊池税務署	B	A	A	B
	阿蘇税務署	B	A	A	B
	税務大学校熊本研修所	B	B	B	B
大 分	大分税務署	A	B	A	A
	別府税務署	A	A	B	A
	日田税務署	A	B	A	A
	佐伯税務署	B	A	A	B
	臼杵税務署	A	B	A	A
	竹田税務署	A	A	B	A
宮 崎	宮崎税務署	B	A	A	B
	日南税務署	A	A	B	A
	小林税務署	A	B	A	A
	高鍋税務署	A	B	A	A
鹿児島	鹿児島税務署	A	B	A	A
	川内税務署	B	A	A	B
	出水税務署	B	A	A	B
	指宿税務署	A	A	B	A
	知覧税務署	A	B	A	A
	伊集院税務署	A	B	A	A
	加治木税務署	A	B	A	A
合同庁舎	玉名合同庁舎	A	B	A	A
	宇土合同庁舎	A	A	B	A
	中津合同庁舎	A	A	B	A
	宇佐合同庁舎	B	B	B	B
	三重合同庁舎	A	B	A	A
	延岡合同庁舎	A	A	B	A
	鹿屋合同庁舎	A	A	B	A

A：無停電による年次点検（原則3年に2回）

B：停電による年次点検（原則3年に1回）

別添2

自家用電気工作物の保安管理業務に関する細則

支出負担行為担当官 熊本国税局総務部次長 宮原 雅史（以下「甲」という。）と株式会社 ●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）と株式会社 ●●●●●●●●●●に所属する電気管理技術者（以下「丙」という。）は、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務の委託について次のとおり細則を定める。

1 業務委託の目的

当該業務は、電気事業法第42条第1項、第43条及び同施行規則第52条2項の規定に基づき、電気工作物の保安管理業務を行うものである。

また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、経済産業省令で定める技術基準に適合するように保持して事故を未然に防止するため高圧受変電設備及び負荷設備の点検を行うものである。

2 委託契約の責任区分

(1) 乙は丙の委任を受け甲に対し委託契約締結の手續、委託料及び諸費用の請求と受領を責任をもって行うものとする。

(2) 丙は自ら責任を持って仕様書別紙1「管理対象物件表」に記載する電気工作物の保安管理業務を行うものとする。

3 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は仕様書別紙1「管理対象物件表」に記載する電気工作物（以下「各事業場」という。）とする。

丙の各自は、事業場毎に自ら責任をもって、保安管理業務を行うものとする。

4 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。

5 丙の資格及び要件

本業務を受託する者は、次の資格要件のいずれも満たす者でなければならない。

(1) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する電気主任技術者の外部委託の要件を全て満たしていること。

甲は乙・丙と委託契約を締結する際に面接等を行い、電気事業法施行規則第52条の2第1号の要件に該当していること及び契約者本人であることの確認を行うものとする。

(2) 電気事故における対応及び体制

イ 受託者は電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、24時間受付対応を行うこと。

なお、留守番電話による対応は不可とする（受託者は各事業場の対応事業所所在地一覧及び24時間受付体制表を提出すること）。

- ロ 受託者は、連絡を受けてから2時間以内で当該事業場へ到着出来る場所に主たる連絡場所を設けている体制であること（受託者は各事業場の担当者の氏名・主たる連絡場所の住所及び交通手段・所要時間一覧を提出すること）。
 - ハ 受託者は、風水害・雷害の被害が予測される場合には迅速な対応ができる体制であること。
- (3) 6に定める業務内容を履行できる者であること。
 - (4) 丙は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、提示すること。甲は本人であることを確認することとする。
ただし、緊急の場合を除くものとする。
 - (5) 丙が、病気その他の事由によりその業務を執ることができないときは、乙又は丙の指名した電気事業法施行規則第52条の2に該当する者が保安業務を代行する事ができる。
 - (6) 丙は、必要に応じ補助員を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができる。
 - (7) 丙は、前各項で定める電気管理技術者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙、丙の事業所への連絡方法とともに、任意の書面をもって委託者及び各事業場に知らせることとする。
 - (8) 事業への専念（電気事業法施行規則第52条の2第1号ホ及び第2号二）
丙は、電気保安管理業務に専念し、他に職業を有していないこと（個人 電気管理技術者）。
 - (9) 丙は、電気事業法施行規則第52条の2項に定められた機械器具を有していること。
 - (10) 電気事業法施行規則附則第3条及び4条に規定する者はその規定されている事項については本条を適用しない。

6 保安管理業務の内容

- (1) 甲が、乙に委託する保安管理業務は、保安規程に基づき、当該事業場について、次に掲げる業務を行うものとする。
 - イ 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、助言又は協議を行うとともに、各事業場の保安規程に基づき定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない又は適合しないおそれがある項目があるときは、必要な報告、指示又は助言を行うこと。
 - ロ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、甲又は電力供給会社等より通知を受けたとき、若しくは点検の際発見したときは、応急処置の指導及び事故原因の調査に協力し、再発防止についてとるべき措置の報告又は助言を行うこと。
事故・故障発生時には、丙が事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。
事故が発生した場合、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、丙が設置者に対し、事故報告をするよう指示を行う。
 - ハ 法令定める所管官庁の立入検査に立合うこと。
 - ニ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する所管官庁への提出書類及び図面について、その作成及び手続を指導すること。
 - ホ 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、これに伴う必要な報告又は助言を行うこと。
 - ヘ 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、これに伴う必要な報告又は助言を行うこと。

ト 技術業務及びその他の業務

チ 丙は、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）に基づき、電気工作物が、高濃度PCB含有電気工作物に該当するか否か、又は電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者が確認したか否かの確認を行う。確認を行った結果、高濃度PCB含有を確認した場合、その取るべき措置について、速やかに甲に報告するものとする。

(2) 点検種類

イ 月次点検・・・点検頻度 需要設備・発電所
仕様書別紙1「管理対象物件表」のとおり

ロ 年次点検・・・点検頻度 需要設備・発電所
仕様書別紙1「管理対象物件表」のとおり

ハ 臨時点検・・・必要の都度

ニ 上記の月次点検、年次点検及び臨時点検業務は、仕様書別紙2「保安管理業務の細目及び基準」に定めるところにより実施する。

ホ 工事中の点検…毎週1回

ヘ 竣工検査…必要の都度

ト 日常巡視

上記点検の他、甲及びその従事者に対し日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合、丙は点検を行うものとする。

チ 丙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物について、甲は丙の監督の下、点検・測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行い、丙はその記録を確認するものとする。これに関して甲の求めに応じて丙は助言を行うこととする。この他丙は当該電気工作物の保安について甲に助言ができるものとする。

(イ) 設備の特殊性のため、専門知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のような電気工作物

A 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、1級建築士等の検査を要する建築設備

B 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

C 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

D 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調査を要する機器

E 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器等

(ロ) 設置場所の特殊性のため、丙が点検を行うことが困難な次のような電気工作物

A 立入に危険を伴う場所

B 情報・衛生・機密管理のため立入が制限されている場所

C 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である電気工作物

(ニ) 発電設備のうち電気設備以外である電気工作物

リ 使用機器及びそれに付随する配線機器については、(1)イ～トによる他甲が確認を行うものとする

る。

(3) 絶縁監視装置の設置

低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）が設置されている場合、警報発生時に次の各号に掲げる処置を行う。

イ 絶縁監視装置から警報が発生した場合、連絡責任者は当該電気工作物の状態を確かめ、丙に連絡するものとする。

ロ 絶縁監視装置から警報を受けた場合、丙は連絡責任者に連絡し、指導・助言を行うと共に必要に応じて臨時点検を行う等、適切な処置を講ずることとする。

ハ 丙は自動的に伝送されてきた警報及び、イに基づく連絡責任者からの内容について記録し、3年間保存することとする。

※50mAの漏洩警報を5分以上受信又は5分未満の警報を繰り返し受信した場合

ニ 受電設備容量100kVAを超える事業場にあつては、「主任技術者制度の運用について（原子力安全、保安院）」に適合する絶縁監視装置を甲、各事業場及び乙と丙協議の上設置し、低圧使用設備全般について24時間絶縁状態を監視することができる。

ただし、当該絶縁監視装置を設置することが望ましくない電気工作物については、甲、各事業場及び丙と協議の上、設置しない。

ホ (2)イに定める点検頻度は、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号第4条七に定める要件を満たす設備を設置した場合については、甲、各事業場及び丙と協議の上、隔月1回以上とすることができる。

(4) 無停電年次点検の実施

仕様書別紙3「年次点検実施状況」の「A」と記載された事業場においては、無停電年次点検を行うこと。

(5) 前各項のほか電気工作物の工事、維持及び運用するに当って、保安規程を遵守するために必要な助言又は協力を行うこと。

7 適用法令及び九州産業保安監督部長への申請、届出等

(1) 適用法令等

契約の履行にあたって、次の関係法令等に基づいて業務を行うものとする。

イ 電気事業法

ロ 労働安全衛生法

(2) 九州産業保安監督部長への申請、届出等

イ 契約の履行上必要な九州産業保安監督部長への申請、届出等の諸手続は、乙は甲の要請を受けて速やかに行うものとする。

ロ 前項の申請・届出に対して2か月以内に承諾が得られなかった場合は契約期間内に丙に起因して、承認が取り消された場合は、甲は契約を解除できるものとする。

8 機械器具の校正、点検

(1) 丙が業務に使用する測定機器は国家基準を満たした方法で校正、誤差試験を実施すること。

(2) 前項の測定機器の校正、誤差試験の記録は甲の求めがあったとき、丙は直ちに開示しなければな

らない。

9 安全管理

- (1) 業務の実施に当たっては労働衛生法及び労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めること。
- (2) 防護具、保護具の使用
丙は高圧接近作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用すること。
丙は防護具、保護具の定期自主検査（6か月1回以上）を実施し、その絶縁状態が維持されていることを確認する。

10 点検結果の報告

- 丙は、各事業場の保安管理業務終了後、「点検結果報告書」を作成し、直ちに熊本国税局会計課経費係（以下、「当局」という。）及び各事業場の管理責任者へ報告を行うこと。
- なお、不良箇所（指摘事項等）を発見した場合には、写真撮影を行い報告書に添付すること。おいて、「点検結果報告書」には、高圧機器の更新推奨時期を適宜記載すること。

11 相互の協力及び義務

- (1) 甲は、乙・丙が報告、助言した事項又は乙・丙と協議決定した事項については、相手方の意見を尊重し速やかに必要な措置を行うものとする。
- (2) 甲は、点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について、乙・丙に協力するものとする。
- (3) 乙・丙は、保安管理業務を誠実にを行うこと。

12 相互の通知義務

- (1) 甲は、次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく乙又は丙に通知するものとする。
 - イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合
 - ロ 絶縁監視装置から警報を発した場合
 - ハ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合及び施工する場合並びに工事が完了した場合
 - ニ 平常時及び事故その他異常の際における電気工作物の運転操作についての方法を定める場合
 - ホ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
 - ヘ 権利義務の承継があった場合
 - ト 法令に定める所管官庁の立入検査を受ける場合
 - チ 電気工作物の工事、維持及び運用を行う丙に対し、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
 - リ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備し、又は変更する場合
 - ヌ 丙以外の者が高圧電気設備に接近して、作業を行う場合
 - ル 代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合
 - ヲ 電力供給会社等との契約電力に変更があった場合
- (2) 丙は、次に掲げる事項を甲に通知すること。

- イ 甲の執務時間内、時間外における丙への連絡方法
- ロ その他必要な事項

13 危険物のある場合の通知

甲は、爆発性、可燃性及びその他の危険物資等を発生し、貯蔵し又は取扱う場所並びに設備がある場所又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく乙又は丙に通知するものとする。

14 実施日程等

(1) 丙は、自家用電気工作物の保安管理業務を、原則として、平日（点検月の15日まで）の甲の執務時間に実施するものとし、あらかじめ各事業場に実施予定日を通知するものとする。

なお、丙の都合により実施予定日を変更する場合は、速やかに各事業場に連絡すること。

(2) 年次点検（停電）の時間帯は、各事業場と協議し、業務に支障をきたさない日（土、日及び祝日を含む）に実施するものとする。

また、電力供給会社等の自家用需要家分岐開閉器の開閉操作を行う場合、電力供給会社等への手続は、丙が行うものとする。

15 事業所内の立入り等

丙は、保安管理業務を行うため、各事業場の許可を得て当該事業所内に立ち入ることができる。その際は、各事業場職員の指示に従うものとする。

16 連絡責任者

(1) 各事業場は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この業務の履行に関して丙と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法を丙に通知するものとする。

(2) 各事業場は、前項の巡視を行う者又は連絡責任者に事故があった場合の業務の代理者を定め、その氏名、連絡方法を丙に通知するものとする。

(3) 各事業場は、前項に変更が生じた場合は、ただちに丙に通知するものとする。

(4) 各事業場は、連絡責任者又は代理人を丙の行う保安管理業務に立合わせるものとする。

17 損害賠償の免責

乙及び丙には、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 甲が、11(1)について、その実施を怠りそれによって損害を生じた場合

(2) 甲が、電気関係法令又はこの契約に違反した行為を行い、それによって損害を生じた場合

(3) 甲が、12(1)及び13による通知を怠り、それによって損害を生じた場合

(4) 天災地変、自然劣化、原因不明等欠陥の発見が困難な場合並びにその他乙及び丙の責めとならない事由により損害を生じた場合

18 書類、図面、備品等の整備

甲は、乙及び丙の意見を聞いて甲の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理に必要な書類、図面及び備品等の整備に努める。

また、乙及び丙は、甲の必要に応じ下記(1)の保安管理に必要な書類を甲に提出するものとする。

- (1) 設計図、単線結線図、電気設備等の構内図、高圧機械器具配置図低圧配線図、仕様書、取扱説明書、電気設備台帳及び受電設備系統図等
- (2) 測定機器類、工具、材料、予備品及び消耗品等

19 記録の保存

甲は、丙が行う点検等の終了時に丙から報告を受け、次の(1)の記録を確認するとともに、電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録等は、甲及び丙において原則として3年間保存すること。

- (1) 点検、測定及び試験の記録（実施者氏名を含む）
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 絶縁監視装置の警報発生の受信記録

20 契約の執行及び解除

(1) 各事業場の電気工作物が次のいずれかに該当する場合は、この契約は失効するものとする。

- イ 電気工作物が廃止された場合。
- ロ 丙が電気事業法施行規則第52条の第2項で定める外部委託先の承認が得られない場合。
- ハ 電気事業法施行規則第53条の第5項に該当する場合
- ニ 一般電気工作物となった場合
- ホ 受電電圧が7,000ボルト超過となった場合

(2) 乙は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置の設置に係る契約のみを解除することができるものとする。

- イ 絶縁監視装置の設置が不適当な電気工作物となった場合
- ロ 甲の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合

21 電気工作物以外の施設に対する改修等

- (1) 保安業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、検査員の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、甲、丙協議の上、速やかに改修すること。
- (2) 前項の不安全施設の改修に要する費用は、甲が負担する。
- (3) 乙は、甲と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

22 絶縁監視装置の撤去

乙は、次のいずれかに該当する場合は、絶縁監視装置を撤去することができる。

ただし、同装置を設置している場合に限る。

- (1) 絶縁監視装置を設置する契約を解除した場合

(2) 契約が消滅した場合

23 機密の保持

乙及び丙は、業務上知りえた甲の機密を他に漏らさないこと。

24 個人情報について

本業務上取得した個人情報は、甲の委託を受けて行う自家用電気工作物の保安管理業務に関する業務以外には利用しないものとする。

25 その他

(1) 電気事業法施行規則第52条、第52条の2、第53条、平成15年7月1日付経済産業省告示第249号、「主任技術者制度の運用について（内規）」（原子力安全、保安院）及び各種関係法令に示されている事項を遵守すること。

(2) 業務に従事する時間は、原則として、平日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、当局が指定する職員が別途指示する場合は、その指示に従うものとする。

(3) 業務の遂行のため、庁舎に立ち入るときは、あらかじめ各事業場の庁舎管理責任者の許可を受けること。

(4) 乙及び丙は、業務年間予定表（点検実施月、担当者等を記入したもの）を作成し、速やかに当局へ提出すること。

(5) 乙及び丙は、省エネルギーに関する検討を行い、有効と判断される場合は甲に対して提案すること。

(6) 再委託の禁止

受託者は、契約の履行に際し、その一部又は全部を個人事業者又は電気保安法入に再委託してはならない。

ただし、受託者が個人事業者であって、本人の急病等やむを得ない理由がある場合は委託者が承認した場合に限り同等以上の資格、要件を満たす者に再委託することができるものとする。

(7) 乙及び丙は、各事業場のデータ取得、届出準備及び報告準備について甲から協力要請を受けた場合、その準備について協力するものとする。

(8) 年中での管理対象物件の規格等の変更等については、受託者は既設物件同様に保守対象とする。

なお、年中に管理対象物件の変更及び増設が生じた場合は、受託者は異議を申し立てないものとする。

(9) 仕様書に疑義が生じた場合、甲乙丙三者協議の上決定する。

26 補則

仕様書の4の受託者の資格及び要件(5)、(6)、(7)、(8)の保安業務担当者とは、乙に所属する電気管理技術者丙とし、保安業務従事者とは、丙が指名する電気管理技術者の資格を有する者とする。

応札条件等証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本国税局総務部次長 殿

所在地

氏名又は
会社名

代表者氏名

当社は、「自家用電気工作物保安管理業務」の入札に関し、仕様書中の条件をすべて満たしていることを証明するため、証明書類を別添のとおり提出いたします。

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

所在地

氏名又は

会社名

代表者氏名

「自家用電気工作物保安管理業務」の入札に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本入札には参加いたしません。

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

令和 年 月 日

住所（または所在地）

社名及び代表者名

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※ 名刺を添付することで、記載を省略することができる。

※ 添付書類：役員等名簿

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名（フリガナ）」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本国税局総務部次長 殿

住 所

会社名

代表者

(又は代理人)

下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

代理人 住 所

(又は復代理人)

役職名

氏 名

1 委任事項

- (1) 「自家用電気工作物保安管理業務」の入札に関する一切の権限
- (2) 復代理人の選任に関する一切の権限

2 委任期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(証明書等の提出日 ~ 開札を行う日)

以上

連絡先

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

業務の一部再委託の内容

令和 年 月 日
(申出書提出日)

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

○ 入札件名 : 自家用電気工作物保安管理業務

○ 委託予定先の内容

名 称			
本 店	所 在 地		
	電 話 番 号	社 員 数	
代 表 者	役 職		
	氏 名		
設 立 年 月 日			
企 業 概 要			
委託予定の業務内容			
委託の必要性			
委託先がアクセスする情報の範囲		(要保護情報を取り扱う場合に記載)	
委託先における当該情報の取扱い		(要保護情報を取り扱う場合に記載)	

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

(注 意 事 項 等)

- 1 競争に参加する者は、本件入札に係る業務の一部を再委託する予定がある場合には、証明書等の受領期限までに、当該書類を支出負担行為担当官に提出すること。
- 2 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 3 「委託の必要性」については、「技術的に可能となる理由」又は「適正な費用で実施可能となる理由」等について記載すること。
- 4 再委託先に要保護情報を扱わせる可能性がある場合は、「再委託先における情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制に関する計画書」を別途作成し、併せて、提出すること。(任意様式)
- 5 再委託先に要保護情報を扱わせる可能性がある場合は、再委託先が競争に参加する者と同等の情報セキュリティ水準を具備すべきことが、当該再委託先と受託先との契約において定められる予定であることを証する書面を、併せて、提出すること。(任意様式)
- 6 再委託の内容等に関し、説明若しくは資料の提出を求められた場合には、それに応じること。
- 7 契約締結後は、支出負担行為担当官に「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。

紙による入札への参加について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

当社（者）は、「自家用電気工作物保安管理業務」の入札について、調達ポータルを使用して参加できないため、紙により入札に参加いたします。

○ 調達ポータルを利用して入札に参加できない理由

（記入例）

電子認証カードを令和〇年〇月〇日付で申請中であるが、手続が遅れているため。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

所在地

氏名又は
会社名
代表者

(代理人または復代理人)

氏名

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 自家用電気工作物保安管理業務

2 入札金額

金額										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注)金額の数字はアラビア数字を用い、頭に¥を記入すること。

(注)入札金額は、「入札内訳書」の合計欄と一致すること。

3 電子くじ番号

--	--	--

(注)任意の3桁の数字を記入すること。

4 契約条件

契約書・仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

連絡先

所属	氏名	電話番号	メールアドレス

※名刺を添付することで、記載を省略することができる。

業務委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

熊本国税局総務部次長 殿

(申請者)

住所

会社名

代表者名

「自家用電気工作物保安管理業務」に関する契約に基づき、次のとおり申請する。

○ 委託予定先の内容

名 称				
本 店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代 表 者	役 職			
	氏 名			
設 立 年 月 日				
委 託 開 始 年 月 日				
委 託 金 額 (円)				
拠 点	名 称			
	開 始 年 月 日			
	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
委 託 予 定 の 業 務 内 容				
委 託 の 必 要 性				

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

○ 処理整理欄 (処理決定日 : 年 月 日)

審査年月日	審査結果	承認又は不承認の理由	担当整理欄
担当課 . .	承認・不承認		
会計課 . .	承認・不承認		

※ 「処理整理欄」は、記載しないこと。

(注 意 事 項 等)

- 1 申請者は、契約締結後、速やかに業務委託承認申請書を提出すること。
なお、企画競争などの技術評価を行って業者を決定する場合は、事前に技術力の確認のため、申請書の提出を求める場合がある。
- 2 「委託金額（円）」については、業務委託先との契約金額を記載すること。
- 3 「拠点」において、当該法人が複数の拠点を有する際には、代表的な名称のみを記載し、同所在地欄にその拠点数を記載すること。
- 4 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 5 業務委託承認申請書には、委託先業者の資格審査等級決定通知書の写しを添付すること。
- 6 業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成 13 年 1 月 6 日最高情報セキュリティ責任者決定）第 4 部にに基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。
- 7 業務委託承認申請書の内容に関し、当局から説明若しくは資料の提出を求められた場合は、それに応じること。
- 8 委託開始年月日前までに当局より不承認の連絡がない場合には、承認があったものとみなす。
- 9 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに書面により連絡すること。